

栗原一般廃棄物最終処分場維持管理業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和7年5月

秦野市伊勢原市環境衛生組合

(このページは空白です。)

目 次

1	業務の説明	1
2	維持管理事業者選定の概要と参加資格.....	1
3	手続等について	3
4	プロポーザルに関する質問及び回答.....	4
5	参加の申出	4
6	参加資格要件の確認及び結果通知.....	5
7	提案書等の提出	5
8	プレゼンテーション及びヒアリング.....	6
9	審査方法等	7
10	失格事項及び優先交渉権の取り消し事項.....	8
11	途中辞退	8
12	契約締結等	8
13	その他	9

(このページは空白です。)

**栗原一般廃棄物最終処分場維持管理業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 業務の説明

(1) 業務名称

令和 7 年度栗原一般廃棄物最終処分場維持管理業務委託（長期継続契約）

(2) 業務内容

別紙「令和 7 年度栗原一般廃棄物最終処分場維持管理業務委託（長期継続契約）発注仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

令和 7 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで。ただし、契約締結日から令和 7 年 8 月 31 日までを業務引継ぎ及び準備期間とする。

(4) 業務の場所

栗原一般廃棄物最終処分場（伊勢原市三ノ宮 2854 番地）（以下「処分場」という。）

(5) 契約金額の上限（消費税及び地方消費税 10 %を含む。）

146,355 千円

(6) 発注者

秦野市伊勢原市環境衛生組合（以下「組合」という。）

2 維持管理事業者選定の概要と参加資格

栗原一般廃棄物最終処分場維持管理業務委託公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）は、最終処分場という特殊施設の運転管理に当たり、安全、安心かつ安定した継続運転を行うことはもとより、トラブルや災害等緊急時の対応及び施設の維持管理における省エネ、コスト低減の取り組みなど経験と技術力を備える事業者からの提案も期待したい。

事業者の選定に当たり「栗原一般廃棄物最終処分場維持管理業務委託の企画提案型事業審査会」（以下「審査会」という。）を設置し、参加資格要件を満たす事業者が提案する提案書及び見積書（以下「提案書等」という。）の審査を行い、優先交渉権者及び次順位者を選定し組合長に報告する。

(1) 参加形態

単体の事業者による参加とする。

(2) 参加資格要件

プロポーザルに参加するためには、参加申出書受付期間の末日から選定までの全期間に渡って、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

イ 秦野市一般競争入札の参加停止及び指名停止等措置基準（平成１７年４月１日施行）に基づく停止措置の期間中の者でないこと。

ウ 令和７・８年度秦野市競争入札参加資格者名簿の委託「汚水処理施設等保守管理」及び「建物設備保守管理」に登録があること。

エ 事業税、消費税、地方消費税、固定資産税又は住民税を滞納している者でないこと。

オ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。

カ 秦野市暴力団排除条例（平成２３年秦野市条例第１８号）に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者に該当しないこと。協力事業者においても同様とする。

キ プロポーザル実施の公告日から起算して過去１０年以内に、国内における一般廃棄物最終処分場の埋立地の維持管理業務（埋立地法面管理、中低木及び雑草管理、埋立ガス管理、地下水管理等）及び浸出水処理業務（５０ＫＬ／日以上施設、アルカリ凝集沈殿方式）において、２つの業務を同時またはそれぞれの業務ごとに元請けとして受注した実績が３年以上あること。

ク プロポーザル実施の公告日から起算して過去１０年以内に、国内における一般廃棄物最終処分場の埋立地の維持管理業務（埋立地法面管理、中低木及び雑草管理、埋立ガス管理、地下水管理等）及び浸出水処理業務（５０ＫＬ／日以上施設、アルカリ凝集沈殿方式）において、仕様書に掲げる実務経験並びに業務上必要となる資格を有する業務の従事者を配置できること。

ケ プロポーザルに参加しようとする者の間に、次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する場合、ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 親会社と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する場合、ただし、資本関係は会社の一方が更生会社又は更生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

3 手続等について

(1) 全体日程（予定）

項 目	年 月 日
プロポーザル実施の公募	令和7年5月7日（水）
質問書受付期間	令和7年5月12日（月） ～令和7年5月14日（水）
質問回答期日	令和7年5月19日（月）
参加申出書受付期間	令和7年5月21日（水） ～令和7年5月23日（金）
参加資格要件の確認及び結果通知	令和7年5月26日（月） ～令和7年5月28日（水）
提案書等受付期限	令和7年6月11日（水）
プレゼンテーション及びヒアリング	令和7年6月下旬
審査結果の発表及び結果通知	令和7年7月上旬
契約交渉期間	令和7年7月上旬～中旬
契約の締結	令和7年7月下旬

※ なお、上記日程は参加者の資料提出状況や審査会の進捗状況などにより変更する場合があります。

(2) 事務局

秦野市伊勢原市環境衛生組合 工場（伊勢原清掃工場内）

住 所 〒259-1103 神奈川県伊勢原市三ノ宮1918番地

電 話 0463-95-1711

F A X 0463-96-6446

メー ル kojyo@hadanoshi-iseharashi-kek.or.jp

4 プロポーザルに関する質問及び回答

質問がある場合は＜様式1＞「栗原一般廃棄物最終処分場維持管理業務委託公募型プロポーザルに対しての質問書」（以下「質問書」という。）を提出すること。

- (1) 電子メールにより質問する。なお、組合側の電子メール受信を電話等により確認すること。

- (2) 質問先 事務局

- (3) 受付期間

令和7年5月12日（月）から令和7年5月14日（水）までとし、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

- (4) 回答

質問に対する回答は、令和7年5月19日（月）までに秦野市伊勢原市環境衛生組合ホームページ（以下「組合HP」という。）に掲載する。

5 参加の申出

参加を希望する者は、次のとおり参加申出書及び書類を提出すること。

- (1) 提出期間

令和7年5月21日（水）から令和7年5月23日（金）まで

- (2) 提出場所

事務局

- (3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間必着）とする。

ただし、持参の場合は土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時までとする。

- (4) 提出様式

組合HPからダウンロードする。

- (5) 提出書類（次に掲げる書類を各1部提出すること。）

ア 公募型プロポーザル参加申出書……………＜様式2＞

イ 会社概要……………＜任意様式＞

ウ 同種業務実績一覧表……………＜様式3＞

エ 配置予定業務従事者の経歴等……………＜様式4＞

※ なお、参加申出書等の提出をもって、参加申出に係る誓約事項（別添のとおり）に誓約したものとみなす。

6 参加資格要件の確認及び結果通知

- (1) 参加申出者が提出した書類を事務局において確認し、その結果については、すべての参加申出者に通知するとともに、組合HPで通過者の事業数及び応募総数を公表する。
- (2) 現地及び図面等の事前調査について、必要があれば組合と日程調整し確認することができる。

7 提案書等の提出

参加資格要件を満たす事業者による提案書等の提出方法、提出先及び提出期限は次のとおりとする。

- (1) 提出期限
令和7年6月11日（水）午後5時までとする。
- (2) 提出場所
事務局
- (3) 提出方法
持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限必着）とする。
ただし、持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。
- (4) 提出書類（様式は組合HPからダウンロード）
ア 栗原一般廃棄物最終処分場維持管理業務委託公募型プロポーザル提案書＜様式6＞、＜様式7＞及び＜別表1＞～＜別表5＞……10部提出
イ 見積書及び見積内訳書 ＜様式は任意＞……………10部提出
- (5) 提案書等の作成要領
ア 提出書類は、別添「栗原一般廃棄物最終処分場維持管理業務委託公募型プロポーザル提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）、「令和7年度栗原一般廃棄物最終処分場維持管理業務委託（長期継続契約）設計内訳書」及び「仕様書」に基づき作成すること。
イ 提出する提案書等は、正式なものとして提出すること。
ウ 提案の内容は、提案事業者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
エ 提案書等は、作成要領に示す別表を用いて作成し、説明資料等を添付のうえ、A4サイズのファイルに綴じ込み、提出すること。

オ 提案においては、図や表を適宜使用するなど、具体的で明確なものとする。

カ 会社概要等会社名が特定される項目は削除し、あらかじめ指定した事業者番号を使用すること。

キ 見積内訳書には、見積書の積算内容を人件費、物件費、外部発注費、車両維持管理費及びその他の管理費に区分し、単価及び数量等の内訳を記載すること。

ク 仕様書等に記載のない事項であっても、提案事業者の判断で必要と思われる事項があれば積極的に提案すること。

ケ 提案に係る費用は、すべて提案事業者の負担とする。

コ 提出のあった提案書等の内容について、必要に応じて後日照会等を行うことがある。

(6) 提案書等の取り扱い

ア 提案書等の提出日からプロポーザル審査結果通知書の受理日までの間は、提案書等に記載された内容の追加及び変更は、原則として認めない。

イ 提出された提案書等は、一切返却しない。

ウ 提出された提案書等は、必要に応じて複製する場合がある。

8 プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 日時等

令和7年6月20日（金）頃に実施予定とする。

（場所、時間などの詳細については、後日連絡）

(2) 説明者

説明者については、提案事業者に帰属する社員とする。

(3) 入出可能人数

プレゼンテーション及びヒアリング会場に入出できる人数は、1事業者
当り説明者を含め3名までとする。

(4) 説明時間

40分以内

（プレゼンテーション 20分以内、ヒアリング 20分程度を予定）

なお、プレゼンテーションの順番は、組合において決定する。

(5) 説明資料等

プレゼンテーションにあたり、会社概要等会社名が特定される項目は削

除すること。また、追加資料の提出や委員へ資料等の直接配布は認めない。既に提出済の提案書を使ってパワーポイントにより行うこと。提出した提案書等以外の資料を使用した場合、それらは無効とする。

(6) 説明用の機材等

プレゼンテーションにおける説明用の機材は、事務局が用意するプロジェクター、スクリーン、P C等とする。

9 審査方法等

審査方法等については、次のとおり実施する。

(1) 提案内容等の審査

参加資格要件を満たした者が提案した提案書等の内容について、審査会が審査するにあたり、プレゼンテーション及びヒアリングの場を設ける。

(2) 優先交渉権者及び次順位者の選定及び交渉

ア 審査会は提案内容等審査の結果、評価点数の合計点が最高点となる提案を行った提案事業者を優先交渉権者に選定するとともに、以下次順位者を選定する。

イ 評価点数が同点の場合は、見積額の安価な提案事業者を上位とする。

ウ 優先交渉権者に、委託契約を締結できない何らかの事由が生じた場合、次順位者となった提案事業者のうち、順位が上位の者から交渉を行うことができる。

エ 優先交渉権者の決定をもって提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

(3) 審査結果

審査結果は、すべての提案事業者に通知するとともに、評価点の合計と順位を公表する。その際、事業者名は優先交渉権者及び次順位者のみとし、それ以外の事業者は符号で標記する。

なお、審査結果の説明を求める場合、審査結果通知を発送した翌日から起算して3日以内に文書（任意様式）にて請求することとし、事務局の対応は次のとおりとする。

ア 文書により回答する。

イ アによる回答への異議は認めない。

10 失格事項及び優先交渉権の取り消し事項

- (1) 参加申出書、資料、提案書等に虚偽の記載がある場合
- (2) 提案書の提出方法、提出先及び期限に適合していない場合
- (3) 選定に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (4) 定められた以外の方法で審査会の審査員又は関係者に連絡を求めた場合
- (5) 実施要領等に違反した場合

11 途中辞退

参加申出者は、次によりプロポーザルの参加をいつでも辞退することができる。

- (1) 提出書類

栗原一般廃棄物最終処分場維持管理委託事業者選定に係る提案参加辞退申出書＜様式5＞

- (2) 提出場所及び方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）とする。

ただし、持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

- (3) 提出場所

事務局

12 契約締結等

- (1) 契約内容に関する協議

組合は、審査の結果、組合と優先交渉権者間で協議を行い、契約内容（仕様、契約金額等）について合意に達した場合、秦野市伊勢原市環境衛生組合契約規則に基づいて契約を締結する。

- (2) 契約の不成立

次の事由により、優先交渉権者との契約が不成立になることがある。

ア 契約内容について合意に至らない場合

イ 審査結果を通知した後に、優先交渉権者として不適格であると判断された場合

- (3) 損害賠償

組合は、(2)によって生じる損害賠償の責を一切負わない。

(4) 契約変更

契約締結後、仕様書等に大幅な項目の追加、変更、削除が発生した場合、契約変更により対応する。

13 その他

- (1) 提案書等において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) 提出書類に記載した総括責任者、副責任者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の実務経験等有する者であることについて、組合に了承を得なければならない。

参加申出に係る誓約事項

本プロポーザルへの参加希望者は、参加申出に係る書類の提出をもって、次のとおり誓約したものとみなしますので、御自身の資格をよく確認してから申請してください。

※ 虚偽申請は、秦野市伊勢原市環境衛生組合契約規則（昭和45年3月31日規則第4号）第1条の規定により、例とする秦野市一般競争入札の参加停止及び指名停止等措置基準に規定する停止措置の対象となりますので御注意ください。

誓 約 事 項

当社（私）は、本プロポーザルに係る参加申出期限において、次の事項について事実と相違ないことを誓約します。

なお、誓約後に次の(1)から(6)に該当することとなった場合は、本プロポーザルへの参加を辞退します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（成年被後見人、被保佐人、被補助人、破産者で復権を得ない者等）に該当しません。
- (2) 秦野市または伊勢原市の、一般競争入札の参加停止及び指名停止等措置基準に基づく停止措置の期間中ではありません。
- (3) 事業税、消費税、地方消費税、固定資産税及び住民税を滞納していません。なお、納税証明書の提出を求められた場合は、速やかに提出することに同意します。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされていません。
- (5) 秦野市暴力団排除条例（平成23年秦野市条例第18号）に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者に該当しません。
- (6) 提案書を提出しようとする者の間に、本実施要領4-(9)に示す資本関係、人的関係がありません。